

## 第33号議案

春日市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

市の要請により国家公務員から引き続いて職員となった者等の赴任に伴う旅費について定める必要が生じたため、旅費の種類に移転料、着後手当及び扶養親族移転料を追加することに関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員等の旅費に関する条例(昭和38年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(用語の意義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて市外に旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員のうち、市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その他規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任(同一都道府県の区域内における転任(規則で定めるものを除く。))を除く。)を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第2条第1項中「公務のため一時その在勤公署を離れて市外に旅行(以下「出張」という。)した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項中「出張」の次に「又は赴任」を加える。

第5条第1項中「食卓料」の次に「・移転料・着後手当・扶養親族移転料」を加え、同条第5項中「除く」の次に「。以下同じ」を加え、同条第9項中「の鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・日当及び食卓料」を「に規定する旅費」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項の次に次の3項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第11条から第14条までの規定中「別表」を「別表第1」に改める。

第14条の次に次の3条を加える。

(移転料)

第14条の2 移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(着後手当)

第14条の3 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び同表の乙地方に係る宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第14条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命じられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃

及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第14条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。

2 職員が赴任を命じられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命じられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第15条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第16条第4号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

第16条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員が赴任中退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前2号の規定に準じて計算した旅費

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第2

### 移転料

区分	鉄道50 キロメ ートル 未満	鉄道50 キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	鉄道500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄 道 1,000キ ロメー トル以 上1,500 キロメ ートル 未満	鉄 道 1,500キ ロメー トル以 上2,000 キロメ ートル 未満	鉄 道 2,000キ ロメー トル以 上
7級の 職務に ある者	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円

6 級 以 下 4 級 以上の 職務に ある者	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
3 級 以 下の職 務にあ る者	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考

- 1 水路及び陸路については、4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。
- 2 「何級の職務」とは、春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第5条第1項に規定する等級別基準職務表による当該級の職務及び当該等級別基準職務表の適用を受けない者について市長が各機関の長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和3年4月1日以後に採用された職員に係る赴任に伴う移転について適用する。